

## 1 点検・評価の概要

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」といいます。）を行った結果をまとめたものです。

### 1 目的

点検・評価等は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、教育の一層の振興を図ることを目的として行うものです。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 対象

点検・評価は、第2期市川市教育振興基本計画が示す41の施策を対象としました。

### 3 方法

第2期市川市教育振興基本計画に掲げる成果指標をもとに、教育委員会が点検・評価を実施しました。

なお、この点検・評価は、客観性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく学識経験者の知見の活用として市川市教育振興審議会に諮問し、その答申を踏まえて実施しています（詳細は、「4 資料」をご覧ください。）。

#### （1）施策の評価

第2期市川市教育振興基本計画が示す41の施策について、成果指標の平成30年度の現状をもとに、施策の進捗状況を評価しました。「1. 成果指標」欄に成果指標の平成30年度の現状を示した上で、「2. 施策の進捗状況」欄に施策の進捗状況の認識を記載し、「3. 対応」欄にその認識に対する今後の対応方針を記載しています。